

# 介護保険の財政試算

厚生省

## 1. 前提

つた。

## 2. 介護保険制度の保険料見通し(試算)

4 施設サービスに関する介護費用については、平成12年度までは新ゴールドプランに基づく施設整備が進められ、平成11年度末には在宅における施設入所待機者が解消されること

- 策1号被保険者の1人当たり平均保険料月額 -

平成22年度においては、要介護者の在宅と施設入所の割合を64とし、施設入所者に見合う施設整備が進められること

## 3. 介護保険制度の財政見通し

平成17年度までには、特別養護老人ホーム(生活介護施設)の職員配置基準を41から31に改善すること

(第1号被保険者の保険料を中期(3年間)で一定とした場合の試算)

5 要介護者に対するサービス整備率については、サービスの整備状況を踏まえ、施設については100%、在宅については平成17年度に60%、平成22年度に80%になるものと仮定し

## 1. 前提

を仮定して、試算を行った。

## 1 介護保険制度案大綱に基づく財政試算

6 将来の介護費用は、平成7年度予算をベースとして設定された各サービスの単価や被保険者数についての伸び等を見込んで試算を行っており、保険給付の対象となるサービスの単価の水準は、平成7年度価格(単価の伸び率が年率0%)のケースと、単価の伸び率が年率2%のケースを設定した。

算であり、平成11年4月から在宅サービスを先行実施し、平成12年度から施設サービスを実施するものとした。

7 リハビリテーションの推進による要介護者等の減少による費用効果

2 介護費用は第1号及び第2号被保険者に係るものであって、利用者負担及び施設入所時の食費の標準負担額を含む総費用である。

8 在宅サービスの充実等により要介護者が重度に至らず中度にとどまるなど要介護者等の要介護度が軽度化することによる費用効果

3 在宅サービスに関する介護費用については、要介護度毎に設定された将来のサービス水準に基づき試算を行

は織り込んでいない。

率が平成12年度40%から平成17年度60%になり、

ケースAでは在宅サービス整備

率が平成12年度50%から平成17年度80%になるものと仮定している、

なるものと仮定している、

6 将来の介護費用は、平成7年度予算をベースとして設定された各サービスの単価や被保険者数についての伸び等を見込んで試算を行っており、保険給付の対象となるサービスの単価の水準は、平成7年度価格(単価の伸び率が年率0%)のケースと、単価の伸び率が年率2%のケースを設定した。

なお、

リハビリテーションの推進による要介護者等の減少による費用効果

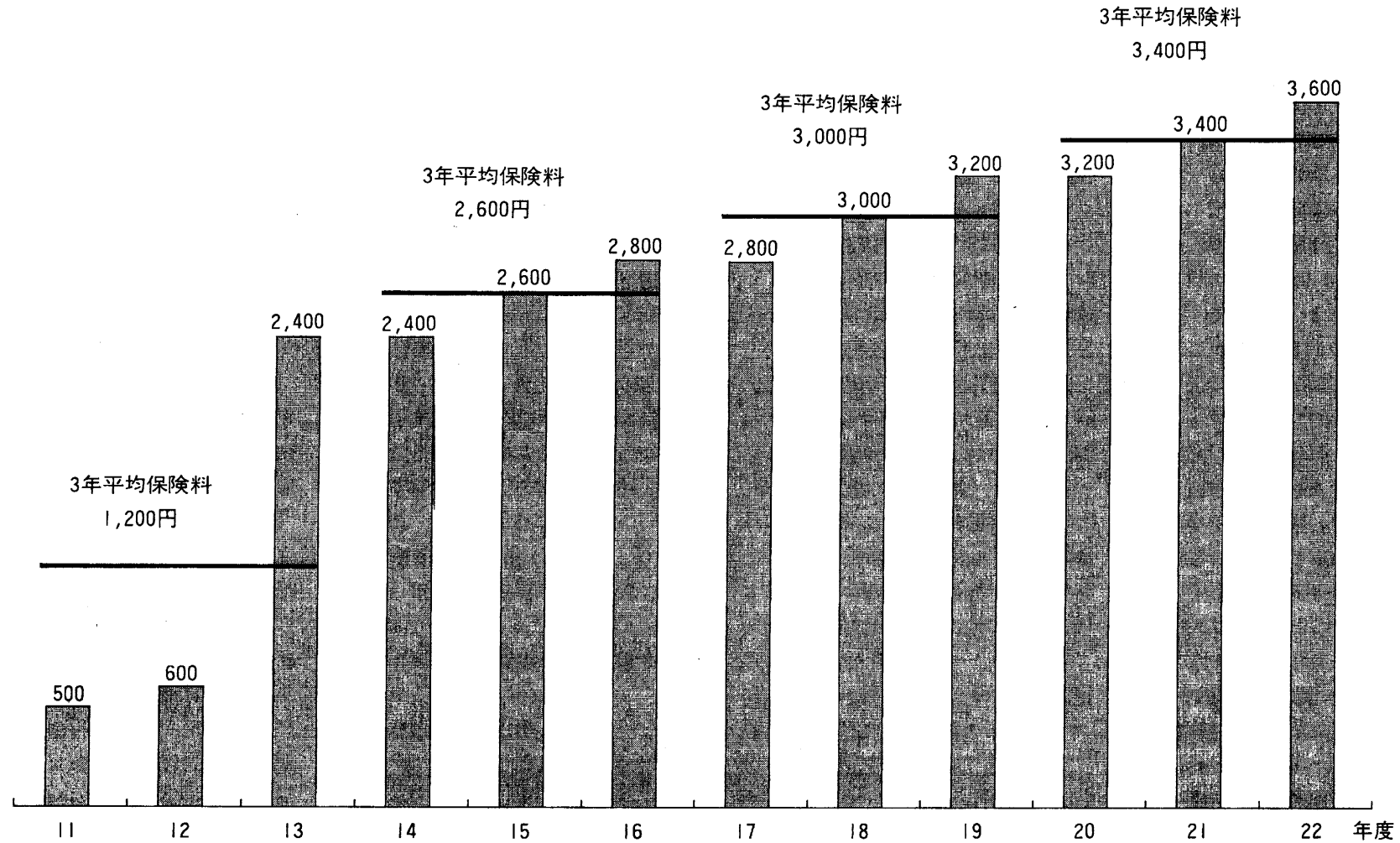
効果

在宅サービスの充実等により要介護者が重度に至らず中度にとどまるなど要介護者等の要介護度が軽度化することによる費用効果

は織り込んでいない。

## 2. 介護保険制度の保険料見通し(試算) ……第1号被保険者の1人当たり平均保険料月額

—保険料を中期(3年間)で一定とした場合(平成7年度価格)—



- (注) 1. 第1号被保険者の1人当たり平均保険料月額は、所得の多寡によって計算したものではなく、単純に第1号被保険者数で除した額である。  
 2. 連合会が行う財政支援事業のための保険料は含まれていない。  
 3. 平成11年度～平成16年度はケースBの場合である。

3. 介護保険制度の財政見通し - 第1号被保険者の保険料を中期(3年間)で保険料一定とした場合の試算-

(1)平成7年度価格(ケースB)

(単位:億円)

	平成11年度 (在宅のみ)	平成12年度 (在宅のみ)	平成13年度 (在宅+施設)	平成14年度 (在宅+施設)	平成15年度 (在宅+施設)	平成16年度 (在宅+施設)	平成17年度 (在宅+施設)	平成18年度 (在宅+施設)	平成19年度 (在宅+施設)	平成20年度 (在宅+施設)	平成21年度 (在宅+施設)	平成22年度 (在宅+施設)
収入												
第1号被保険者保険料(3年間一定とした場合)	3,000	3,100	3,200	7,200	7,400	7,500	9,000	9,300	9,500	10,900	11,200	11,300
// (単年度賦課とした場合)	1,400	1,700	6,200	6,900	7,300	7,800	8,700	9,300	9,900	10,500	11,100	11,800
第2号被保険者負担	2,800	3,400	12,400	12,800	13,500	14,300	14,700	15,500	16,300	17,000	17,800	18,500
被用者保険	1,900	2,300	8,400	8,600	9,200	9,700	10,100	10,600	11,200	11,800	12,300	12,900
うち保険料負担	1,700	2,100	7,700	7,900	8,400	8,900	9,200	9,800	10,300	10,800	11,300	11,800
国民健康保険	900	1,100	4,100	4,100	4,400	4,600	4,600	4,900	5,100	5,300	5,500	5,700
うち保険料負担	500	600	2,000	2,100	2,200	2,300	2,300	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900
公費負担	4,200	5,100	18,600	19,700	20,900	22,100	23,400	24,800	26,100	27,500	28,900	30,300
国庫負担	2,100	2,500	9,300	9,900	10,400	11,100	11,700	12,400	13,100	13,800	14,500	15,200
地方負担	2,100	2,500	9,300	9,900	10,400	11,100	11,700	12,400	13,100	13,800	14,500	15,200
都道府県負担	1,000	1,300	4,700	4,900	5,200	5,500	5,800	6,200	6,500	6,900	7,200	7,600
市町村負担	1,000	1,300	4,700	4,900	5,200	5,500	5,800	6,200	6,500	6,900	7,200	7,600
計(3年間一定とした場合)	10,000	11,600	34,200	39,700	41,800	43,900	47,100	49,500	51,900	55,500	57,900	60,200
// (単年度賦課とした場合)	8,400	10,200	37,200	39,500	41,800	44,200	46,700	49,500	52,300	55,100	57,900	60,600
支出												
(総費用)	(9,300)	(11,300)	(42,200)	(44,800)	(47,500)	(50,300)	(53,300)	(56,400)	(59,600)	(62,800)	(65,900)	(69,100)
(利用者負担)	(900)	(1,100)	(4,900)	(5,300)	(5,700)	(6,100)	(6,600)	(6,900)	(7,300)	(7,700)	(8,100)	(8,400)
給付費	8,400	10,200	37,200	39,500	41,800	44,200	46,700	49,500	52,300	55,100	57,900	60,600
収支(3年間一定とした場合)	1,600	1,400	-3,000	200	0	-300	300	0	-300	400	100	-500
// (単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金(年度末)(3年間一定とした場合)	1,600	3,000	0	300	300	0	400	400	0	500	500	100
// (単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者1人当たり保険料(月額:円)												
3年間一定とした場合の保険料(月額:円)	1,200	1,200	1,200	2,600	2,600	2,600	3,000	3,000	3,000	3,400	3,400	3,400
単年度賦課とした場合の保険料(月額:円)	500	600	2,400	2,400	2,600	2,800	2,800	3,000	3,200	3,300	3,500	3,600

- (注) 1. 給付費は、高齢者分及び若年要介護者分である。  
 2. 収入計には運用収入額が含まれており、運用収入の利率は、1.5%としている。  
 3. 第1号被保険者1人当たり平均保険料は、所得の多寡によって計算したものではなく、単純に第1号被保険者数で除した額である。  
 4. 連合会が行う財政支援事業のための保険料は含まれていない。  
 5. 介護施設サービスについては、平成13年度から実施するものとしている。

## (2)単価の伸び率3%の場合(ケースB)

(単位:億円)

	平成11年度 (在宅のみ)	平成12年度 (在宅のみ)	平成13年度 (在宅+施設)	平成14年度 (在宅+施設)	平成15年度 (在宅+施設)	平成16年度 (在宅+施設)	平成17年度 (在宅+施設)	平成18年度 (在宅+施設)	平成19年度 (在宅+施設)	平成20年度 (在宅+施設)	平成21年度 (在宅+施設)	平成22年度 (在宅+施設)
収入												
第1号被保険者保険料(3年間一定とした場合)	3,500	3,600	3,700	9,100	9,300	9,500	12,500	12,800	13,200	16,500	16,900	17,100
// (単年度賦課とした場合)	1,600	2,000	7,400	8,500	9,300	10,100	11,600	12,800	14,100	15,400	16,800	18,400
第2号被保険者負担	3,100	4,000	14,900	15,700	17,200	18,700	19,800	21,400	23,200	25,000	26,900	28,900
被用者保険	2,100	2,600	10,000	10,600	11,600	12,700	13,500	14,700	16,000	17,300	18,600	20,000
うち保険料負担	1,900	2,400	9,200	9,800	10,700	11,700	12,400	13,500	14,700	15,900	17,100	18,400
国民健康保険	1,100	1,300	4,800	5,100	5,500	6,000	6,200	6,700	7,200	7,800	8,300	8,800
うち保険料負担	500	700	2,400	2,600	2,800	3,000	3,100	3,400	3,600	3,900	4,200	4,500
公費負担	4,700	5,900	22,200	24,300	26,500	28,800	31,400	34,300	37,300	40,400	43,800	47,200
国庫負担	2,400	3,000	11,100	12,100	13,200	14,400	15,700	17,100	18,600	20,200	21,900	23,600
地方負担	2,400	3,000	11,100	12,100	13,200	14,400	15,700	17,100	18,600	20,200	21,900	23,600
都道府県負担	1,200	1,500	5,600	6,100	6,600	7,200	7,800	8,600	9,300	10,100	10,900	11,800
市町村負担	1,200	1,500	5,600	6,100	6,600	7,200	7,800	8,600	9,300	10,100	10,900	11,800
計(3年間一定とした場合)	11,400	13,600	40,800	49,100	53,000	57,100	63,700	68,600	73,700	82,000	87,700	93,300
// (単年度賦課とした場合)	9,400	11,800	44,400	48,500	52,900	57,700	62,800	68,500	74,600	80,900	87,500	94,500
支出												
(総費用)	(10,500)	(13,100)	(50,300)	(55,100)	(60,200)	(65,700)	(71,600)	(78,100)	(85,000)	(92,200)	(99,700)	(107,600)
(利用者負担)	(1,000)	(1,300)	(5,900)	(6,500)	(7,300)	(8,000)	(8,800)	(9,600)	(10,400)	(11,300)	(12,200)	(13,100)
給付費	9,400	11,800	44,400	48,500	52,900	57,700	62,800	68,500	74,600	80,900	87,500	94,500
収支(3年間一定とした場合)	2,000	1,700	-3,600	600	100	-600	900	0	-900	1,200	100	-1,200
// (単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金(年度末)(3年間一定とした場合)	2,000	3,700	100	700	800	200	1,000	1,100	200	1,400	1,500	300
// (単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者1人当たり保険料(月額:円)												
3年間一定とした場合の保険料(月額:円)	1,400	1,400	1,400	3,300	3,300	3,300	4,300	4,300	4,300	5,200	5,200	5,200
単年度賦課とした場合の保険料(月額:円)	600	800	2,900	3,100	3,400	3,700	3,900	4,300	4,600	4,900	5,300	5,700

- (注) 1. 給付費は、高齢者分及び若年要介護者分である。  
2. 収入計には運用収入額が含まれており、運用収入の利率は、1.5%としている。  
3. 第1号被保険者1人当たり平均保険料は、所得の多寡によって計算したのではなく、単純に第1号被保険者数で除した額である。  
4. 連合会が行う財政支援事業のための保険料は含まれていない。  
5. 介護施設サービスについては、平成13年度から実施するものとしている。

## (3)平成7年度価格(ケースA)

(単価:億円)

	平成11年度 (在宅のみ)	平成12年度 (在宅のみ)	平成13年度 (在宅+施設)	平成14年度 (在宅+施設)	平成15年度 (在宅+施設)	平成16年度 (在宅+施設)	平成17年度 (在宅+施設)	平成18年度 (在宅+施設)	平成19年度 (在宅+施設)	平成20年度 (在宅+施設)	平成21年度 (在宅+施設)	平成22年度 (在宅+施設)
収入												
第1号被保険者保険料(3年間一定とした場合)	3,300	3,400	3,600	7,400	7,600	7,700	9,000	9,300	9,500	10,900	11,200	11,300
// (単年度賦課とした場合)	1,700	2,100	6,500	7,200	7,600	7,900	8,700	9,300	9,900	10,500	11,100	11,800
第2号被保険者負担	3,500	4,200	13,100	13,300	13,900	14,500	14,700	15,500	16,300	17,000	17,800	18,500
被用者保険	2,300	2,800	8,900	9,000	9,400	9,900	10,100	10,600	11,200	11,800	12,300	12,900
うち保険料負担	2,100	2,600	8,100	8,300	8,700	9,100	9,200	9,800	10,300	10,800	11,300	11,800
国民健康保険	1,200	1,400	4,300	4,300	4,500	4,700	4,600	4,900	5,100	5,300	5,500	5,700
うち保険料負担	600	700	2,200	2,200	2,300	2,300	2,300	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900
公費負担	5,200	6,300	19,700	20,600	21,500	22,400	23,400	24,800	26,100	27,500	28,900	30,300
国庫負担	2,600	3,200	9,800	10,300	10,700	11,200	11,700	12,400	13,100	13,800	14,500	15,200
地方負担	2,600	3,200	9,800	10,300	10,700	11,200	11,700	12,400	13,100	13,800	14,500	15,200
都道府県負担	1,300	1,600	4,900	5,100	5,400	5,600	5,800	6,200	6,500	6,900	7,200	7,600
市町村負担	1,300	1,600	4,900	5,100	5,400	5,600	5,800	6,200	6,500	6,900	7,200	7,600
計(3年間一定とした場合)	12,000	14,000	36,400	41,300	43,000	44,600	47,100	49,500	51,900	55,500	57,900	60,200
// (単年度賦課とした場合)	10,300	12,700	39,300	41,100	42,900	44,800	46,700	49,500	52,300	55,100	57,900	60,600
支出												
(総費用)	(11,500)	(14,100)	(44,500)	(46,600)	(48,800)	(51,000)	(53,300)	(56,400)	(59,600)	(62,800)	(65,900)	(69,100)
(利用者負担)	(1,100)	(1,400)	(5,200)	(5,500)	(5,900)	(6,200)	(6,600)	(6,900)	(7,300)	(7,700)	(8,100)	(8,400)
給付費	10,300	12,700	39,300	41,100	42,900	44,800	46,700	49,500	52,300	55,100	57,900	60,600
収支(3年間一定とした場合)	1,600	1,400	-3,000	200	0	-200	300	0	-300	400	100	-500
// (単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金(年度末)(3年間一定とした場合)	1,600	3,000	0	200	200	0	400	400	0	500	500	100
// (単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者1人当たり保険料(月額:円)												
3年間一定とした場合の保険料(月額:円)	1,400	1,400	1,400	2,700	2,700	2,700	3,100	3,100	3,100	3,400	3,400	3,400
単年度賦課とした場合の保険料(月額:円)	700	900	2,600	2,600	2,800	2,900	2,900	3,100	3,300	3,300	3,500	3,600

- (注) 1. 給付費は、高齢者分及び若年要介護者分である。  
2. 収入計には運用収入額が含まれており、運用収入の利率は、1.5%としている。  
3. 第1号被保険者1人当たり平均保険料は、所得の多寡によって計算したものではなく、単純に第1号被保険者数で除した額である。  
4. 連合会が行う財政支援事業のための保険料は含まれていない。  
5. 介護施設サービスについては、平成13年度から実施するものとしている。

## (4)単価の伸び率3%の場合(ケースA)

(単価:億円)

	平成11年度 (在宅のみ)	平成12年度 (在宅のみ)	平成13年度 (在宅+施設)	平成14年度 (在宅+施設)	平成15年度 (在宅+施設)	平成16年度 (在宅+施設)	平成17年度 (在宅+施設)	平成18年度 (在宅+施設)	平成19年度 (在宅+施設)	平成20年度 (在宅+施設)	平成21年度 (在宅+施設)	平成22年度 (在宅+施設)
収入												
第1号被保険者保険料(3年間一定とした場合)	3,900	4,000	4,200	9,400	9,600	9,800	12,500	12,800	13,200	16,500	16,900	17,100
// (単年度賦課とした場合)	1,900	2,400	7,800	8,900	9,600	10,300	11,600	12,800	14,100	15,400	16,800	18,400
第2号被保険者負担	3,900	4,900	15,700	16,400	17,600	18,900	19,800	21,400	23,200	25,000	26,900	28,900
被用者保険	2,600	3,300	10,600	11,100	12,000	12,900	13,500	14,700	16,000	17,300	18,600	20,000
うち保険料負担	2,400	3,000	9,700	10,200	11,000	11,800	12,400	13,500	14,700	15,900	17,100	18,400
国民健康保険	1,300	1,600	5,100	5,300	5,700	6,100	6,200	6,700	7,200	7,800	8,300	8,800
うち保険料負担	700	800	2,600	2,700	2,900	3,100	3,100	3,400	3,600	3,900	4,200	4,500
公費負担	5,800	7,300	23,500	25,300	27,200	29,200	31,400	34,300	37,300	40,400	43,800	47,200
国庫負担	2,900	3,700	11,700	12,600	13,600	14,600	15,700	17,100	18,600	20,200	21,900	23,600
地方負担	2,900	3,700	11,700	12,600	13,600	14,600	15,700	17,100	18,600	20,200	21,900	23,600
都道府県負担	1,500	1,800	5,900	6,300	6,800	7,300	7,800	8,600	9,300	10,100	10,900	11,800
市町村負担	1,500	1,800	5,900	6,300	6,800	7,300	7,800	8,600	9,300	10,100	10,900	11,800
計(3年間一定とした場合)	13,700	16,400	43,400	51,000	54,400	58,000	63,700	68,600	73,700	82,000	87,700	93,300
// (単年度賦課とした場合)	11,600	14,700	47,000	50,600	54,400	58,500	62,800	68,500	74,600	80,900	87,500	94,500
支出												
(総費用)	(12,900)	(16,300)	(53,100)	(57,300)	(61,800)	(66,600)	(71,600)	(78,100)	(85,000)	(92,200)	(99,700)	(107,600)
(利用者負担)	(1,300)	(1,600)	(6,200)	(6,800)	(7,400)	(8,100)	(8,800)	(9,600)	(10,400)	(11,300)	(12,200)	(13,100)
給付費	11,600	14,700	47,000	50,600	54,400	58,500	62,800	68,500	74,600	80,900	87,500	94,500
収支(3年間一定とした場合)	2,000	1,700	-3,600	500	0	-500	900	0	-900	1,200	100	-1,200
// (単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金(年度末)(3年間一定とした場合)	2,000	3,700	100	600	700	200	1,000	1,100	200	1,400	1,500	300
// (単年度賦課とした場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者1人当たり保険料(月額:円)												
3年間一定とした場合の保険料(月額:円)	1,600	1,600	1,600	3,400	3,400	3,400	4,300	4,300	4,300	5,200	5,200	5,200
単年度賦課とした場合の保険料(月額:円)	800	1,000	3,100	3,200	3,500	3,700	3,900	4,300	4,600	4,900	5,300	5,600

- (注) 1. 給付費は、高齢者分及び若年要介護者分である。  
2. 収入計には運用収入額が含まれており、運用収入の利率は、1.5%としている。  
3. 第1号被保険者1人当たり平均保険料は、所得の多寡によって計算したものではなく、単純に第1号被保険者数で除した額である。  
4. 連合会が行う財政支援事業のための保険料は含まれていない。  
5. 介護施設サービスについては、平成13年度から実施するものとしている。